

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 10 月 4 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1800048 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1800030 号

第1 結論

- 1 請求期間①のうち、請求者のA社における別表の第1欄の1から16までに掲げる期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同表の第2欄の1から16までに掲げる期間の標準報酬月額については、それぞれ同表の第3欄に掲げる額から第4欄に掲げる額とする。
別表の第2欄の1から16までに掲げる期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る別表の第2欄の1から16までに掲げる期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求期間①のうち、請求者のA社における別表の第1欄の6、8、10、12、14及び16に掲げる期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同表の第2欄の6、8、10、12、14及び16に掲げる期間の標準報酬月額については、それぞれ同表の第5欄に掲げる額とする。
別表の第2欄の6、8、10、12、14及び16に掲げる期間の訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の同表の第4欄に掲げる標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 3 請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成20年3月16日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。
平成20年3月16日から同年4月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成20年3月16日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 4 請求期間②について、請求者のA社における平成20年3月の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。
平成20年3月の訂正後の標準報酬月額（上記3の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 5 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 18 年 3 月 2 日から平成 20 年 3 月 16 日まで

② 平成 20 年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日まで

請求期間①について、私の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額（20 万円）は、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額より低額で記録されている。

請求期間②について、私は、A 社から平成 20 年 3 月分の報酬の支払を受け、当該報酬から厚生年金保険料を控除されていたが、私の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成 20 年 3 月 16 日になっている。

調査の上、請求期間①及び②について、それぞれ厚生年金保険の標準報酬月額及び被保険者資格喪失日に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。また、年金額に反映しなくとも、事実に即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、別表の第 1 欄の 1 から 16 までに掲げる期間について、請求者から提出された給料台帳及び預金通帳（写）（以下、それぞれ「給料台帳」及び「預金通帳」という。）により、請求者は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（20 万円）を超える標準報酬月額に相当する報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額（20 万円）より高額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第 2 欄の 1 から 16 までに掲げる期間に係る標準報酬月額については、給料台帳により確認できる報酬月額若しくは当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、それぞれ同表の第 4 欄に掲げる額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、別表の第 1 欄の 1 から 16 までに掲げる期間に係る請求者の届出及び保険料納付について、回答を得られないが、当該期間について、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算

定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出され、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち、別表の第1欄の6、8、10、12、14及び16に掲げる期間について、給料台帳及び預金通帳により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる月において、請求者は、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準報酬月額に相当する報酬月額の支払を受けていたことが確認できることから、請求者の同表の第2欄の6、8、10、12、14及び16に掲げる期間に係る標準報酬月額については、上記1の訂正後の標準報酬月額から、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準報酬月額に訂正することが必要である。

なお、別表の第2欄の6、8、10、12、14及び16に掲げる期間の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間②について、雇用保険の加入記録、給料台帳及び預金通帳により、請求者は、当該期間においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額については、給料台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、38万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成20年3月16日から同年4月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

4 請求期間②について、給料台帳及び預金通帳により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる月において、請求者は、標準報酬月額41万円に相当する報酬月額の支払を受けていたことが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記3の訂正

後の 38 万円から 41 万円に訂正することが必要である。

なお、平成 20 年 3 月の訂正後の標準報酬月額（上記 3 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 5 請求期間①のうち、平成 18 年 3 月 2 日から同年 4 月 1 日までの期間について、給料台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（17 万円）は、オンライン記録により確認できる当該期間に係る標準報酬月額（20 万円）より低額であることが確認できることから、当該期間に係る標準報酬月額の訂正は認められない。

別表

No.	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	請求期間	請求期間に係る月	訂正前の標準報酬月額(オンライン記録)	訂正後の標準報酬月額(特例法)	訂正後の標準報酬月額(75条本文)
1	平成18年4月1日から同年5月1日まで	平成18年4月	20万円	38万円	—
2	平成18年5月1日から同年6月1日まで	平成18年5月	20万円	36万円	—
3	平成18年6月1日から同年7月1日まで	平成18年6月	20万円	38万円	—
4	平成18年7月1日から同年8月1日まで	平成18年7月	20万円	36万円	—
5	平成18年8月1日から同年9月1日まで	平成18年8月	20万円	38万円	—
6	平成18年9月1日から同年10月1日まで	平成18年9月	20万円	36万円	38万円
7	平成18年10月1日から同年11月1日まで	平成18年10月	20万円	38万円	—
8	平成18年11月1日から平成19年2月1日まで	平成18年11月から平成19年1月まで	20万円	36万円	38万円
9	平成19年2月1日から同年3月1日まで	平成19年2月	20万円	38万円	—
10	平成19年3月1日から同年4月1日まで	平成19年3月	20万円	34万円	38万円
11	平成19年4月1日から同年9月1日まで	平成19年4月から同年8月まで	20万円	38万円	—
12	平成19年9月1日から同年10月1日まで	平成19年9月	20万円	38万円	41万円
13	平成19年10月1日から同年12月1日まで	平成19年10月及び同年11月	20万円	41万円	—
14	平成19年12月1日から平成20年1月1日まで	平成19年12月	20万円	36万円	41万円
15	平成20年1月1日から同年2月1日まで	平成20年1月	20万円	41万円	—
16	平成20年2月1日から同年3月16日まで	平成20年2月	20万円	38万円	41万円